

下 部 観 光 協 会 会 則

第1条 本会は、下部観光協会と称し、身延町下部地区の観光関係団体等を以って組織する。

第2条 本会の事務局は、会長が選任した者に委嘱し、事務所を南巨摩郡身延町内に置く。

第3条 本会は、身延町下部地区を中心とする観光事業の振興発展並びに観光資源の調和ある保護と開発を図り、町発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 観光の宣伝、紹介
- (2) 観光思想の普及と自然保護の強化
- (3) 山梨県観光物産連盟及び各地観光関係団体との連携
- (4) 観光施設の整備拡充
- (5) 健全なる観光レクリエーション運動の推進
- (6) 町内文化財の保護及び郷土芸能の振興
- (7) 郷土土産品の改善指導及び紹介
- (8) 観光地の美化清掃と水上安全の推進
- (9) その他本会の目的達成に必要な事項

第5条 本会の会員は、身延町下部地区に在住又は事業所を持つ組合、法人等団体で、本会の目的に賛同するもの及び地方公共団体とする。

2 前項の規定にかかわらず身延町内及び近隣町村の観光関係団体で本会の目的に賛同するものは、本会の会員となることができる。

3 組合が会員の場合は、組合員全体を会員とする。

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 3名

第7条 会長及び副会長は、理事の互選により選出し、総会の承認を得る。監事は、理事会で選任し、総会の承認を得る。役員任期は2ヵ年とし再任を妨げない。

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会及び理事会を招集する。総会の議長は、出席した会員の中から選任する。理事会は会長が議長となる。理事は、理事会を構成し、次の事項を審議する。監事は本会を監査する。

- (1) 総会に付議すべき事項

(2) 歳入歳出予算の追加更正に関する事項

(3) その他、本会の運営に関する事項

第9条 本会は、顧問及び参与を置くことができる。顧問、参与は総会の同意を得て会長が委嘱する。

第10条 事務局長は会長が委嘱する。

第11条 総会は、定期及び臨時総会とする。定期総会は毎年1回行う。定期総会は、会則変更、事業計画並びに事業報告、予算、決算その他重要な事項を審議決定する。臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び会員の半数以上の請求があった時これを召集する。

第12条 総会は、会員の三分の一以上の出席がなければ成立しない。総会の議事は、出席者の過半数によってこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第13条 本会の会費は加入組合等団体別に負担するもので負担額は、理事会の同意を得て、予算として総会の承認をもとめる。

第14条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金等をもってこれに充てる。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第16条 本会の名誉を著しく汚した者及び会員の職務を怠った者は、理事会の同意により除名処分をすることができる。

附 則

この会則は、昭和56年6月16日から施行する。

この会則は、平成10年8月31日から施行する。

この会則は、平成16年9月13日から施行する。

この会則は、平成23年6月3日から施行する。